

報告第3号

専決処分について

次の事項について、令和3年7月29日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和3年9月1日提出

春日市長 井 上 澄 和

樹木の根による駐車場の損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について

提案理由

樹木の根による駐車場の損傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、樹木の根による駐車場の損傷事故に伴う損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和3年7月29日

春日市長 井 上 澄 和

1 相手方

大牟田市〇〇〇〇番地〇〇

〇〇〇〇〇〇

取締役 〇〇 〇〇

2 事故の概要

令和3年6月24日(木)頃、春日市〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番地〇の集合住宅の駐車場において、〇〇〇〇〇〇〇〇における樹木の根が境界を越えて伸びたことにより、当該駐車場の舗装された部分を損傷し、相手方に物的損害を与えたものである。

3 損害賠償額

91,300円